

衆議院安全保障委員会ニュース

【第211回国会】令和5年4月14日（金）、第8回の委員会が開かれました。

1 国の安全保障に関する件（国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画）

・ 林外務大臣、浜田防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）浅川義治君（維新）、美延映夫君（維新）、斎藤アレックス君（国民）、赤嶺政賢君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

浅川義治君（維新）

（1） Jアラート及びエムネットの運用

ア 2023（令和5）年4月13日の北朝鮮による弾道ミサイル発射後の安全保障委員会での答弁後に進展した情報の有無

イ 北朝鮮から発射された飛翔体が飛行中に経路や目的地を変えられるようなものであった可能性

ウ Jアラート発出中に通学している児童及び生徒への対応についての文部科学省から学校等への指導内容

（2） 他国が最先端技術を用いて製造した科学兵器又はこれになり得るものについての防衛省の把握状況

（3） 未確認航空現象（UAP）

ア 米国防省が発表しているUAPの定義及び意義についての防衛省の認識

イ 米国防省は国防上の脅威になるとの観点からUAPの情報収集を行っているとの認識の当否

ウ 米国が公表しているUAPに関する動画についての浜田防衛大臣の視聴の有無

エ 米国のUAPに関わる情報を共有する防衛省内での窓口

オ UAPについての防衛省全体での把握状況

カ 米国からの情報について今後対応の変化がある可能性

キ 令和2年に河野防衛大臣が防衛省及び自衛隊が未確認飛行物体について把握した際に報告するよう指示する前において同物体を確認した記録の有無

ク 我が国の対領空侵犯措置についての公表の基準

ケ 公表していないものを含むUAPについての記録の有無

美延映夫君（維新）

（1） 航跡消失した陸自ヘリの捜索状況

（2） 自衛官の定数の充足率及び人材確保

ア 自衛隊の創設以来、定数を一度も充足させたことがないとの事実の当否及びそれが事実であるとする場合の浜田防衛大臣の見解

イ 自衛官の処遇改善及び退職自衛官の活用等を積極的に検討する必要性についての防衛省の見解

ウ 少子化が進む中で自衛官及び予備自衛官等の充足率を維持していくことの可否

エ サイバー人材を含む優秀な人材を確保するための具体的な方法

オ 自衛官の定員を増やさずに必要な人員を確保する方法では自衛官に新たな負担が生じるとの懸念についての防衛省の見解

カ 地方協力本部による募集以外での質の高い人材確保のための施策

キ 陸上自衛隊の常備自衛官定数の振替は更なる充足率の低下を招くのではないかとの懸念に対する防衛省の見解

（3） 自衛官の若年定年制

ア 警察、消防及び海上保安庁と同様に、階級に関係なく一律に60歳まで勤務可能とすることについての防衛省の見解

- イ 若年定年制を見直す必要性
- (4) 自衛官の給与体系
 - ア 防衛出動手当の額を定める政令が未制定である理由
 - イ 自衛官の任務リスクを適正に反映すべく日本維新の会が提出した防衛省職員給与法改正案についての浜田防衛大臣の評価

齋藤アレックス君（国民）

- (1) 台湾情勢に関してEUは米中対立と距離を置くべき旨を述べたマクロン仏大統領発言についての林外務大臣の所見及び発言の真意の確認を行う意思の有無
- (2) 我が国の対ウクライナ支援
 - ア ウクライナに対する防衛装備品の供与を殺傷能力のある装備品にまで拡大する林外務大臣の考えの有無
 - イ ウクライナとロシアの停戦合意に向けた取組の必要性に対する林外務大臣の認識
- (3) 防衛装備移転三原則等の見直し
 - ア 国家安全保障戦略において、防衛装備移転三原則そのものは維持するとしている一方で防衛装備移転三原則や運用指針を始めとする制度の見直しについて検討するとしていることの解釈
 - イ ウクライナに殺傷能力のある防衛装備品を供与するためには防衛装備移転三原則及び運用指針を見直す必要があることの当否
 - ウ ウクライナへの殺傷能力のある防衛装備品の供与のためには自衛隊法第 116 条の 3 の改正が必要であるという認識の正否
- (4) ChatGPT
 - ア ChatGPTのようなAIチャットボットの安全保障上の危険性についての浜田防衛大臣の認識
 - イ 防衛省におけるChatGPTの利用については慎重に検討する必要性
 - ウ ChatGPTを活用した国会答弁に対する浜田防衛大臣の所感

赤嶺政賢君（共産）

- (1) 沖縄防衛局による米軍普天間飛行場及び嘉手納飛行場の目視調査等
 - ア 同調査の公表内容の一部制限に関する事実関係及び防衛省の対応
 - イ 従来の公表内容に戻すよう浜田防衛大臣が指示する必要性
 - ウ 2018 年度に沖縄防衛局が普天間飛行場周辺の米軍機の航跡図のホームページでの公表及び同航跡図入りの報告書の閲覧を取りやめたとの報道の事実関係及び取りやめた時期
 - エ 米軍機が定められた飛行経路を飛行せず経路外で保育園に部品を落下させたことを示す航跡図の公表を取りやめるのではなく、米側に園の上空を飛行しないよう求める必要性についての浜田防衛大臣の見解
- (2) 民間の空港及び港湾の軍事利用の拡大
 - ア 本年 1 月に米軍が下地島空港の使用届を沖縄県に提出した際の防衛省への事前通知の有無及びこの問題への防衛省の対応
 - イ 日本政府の頭越しに沖縄県に申請すべきでないとして米側に抗議する必要性についての浜田防衛大臣の見解
 - ウ 日米地位協定第 16 条に基づき在日米軍が政府と地方自治体との合意事項を尊重する義務の有無
 - エ 今回の在日米軍の対応が日本の法令を尊重するものではない可能性についての林外務大臣の見解
 - オ 米軍から日米地位協定第 2 条 4 b に基づく下地島空港の使用の求めがあった場合に防衛省が「屋良覚書」の趣旨を踏まえた対応をする必要性についての浜田防衛大臣の見解

(3) 訓練交付金

- ア 同交付金の制度の概要
- イ 訓練交付金交付要綱に記された交付金の交付対象となる「外国の軍隊」の具体例
- ウ 同要綱における交付金の交付対象となる航空機の機種
- エ 共同訓練での使用を想定している施設
- オ 南西諸島の空港を使用して戦闘機を用いた米軍や自衛隊の訓練が行われる可能性

- | |
|--|
| <p>2 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案（内閣提出第 20 号）
・ 浜田防衛大臣から趣旨の説明を聴取しました。</p> |
|--|